平成２８年（フ）第３４２号
大阪府交野市星田９丁目53番３号
債務者　中嶋　智子
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３４５号
大阪府吹田市佐竹台５丁目１番Ｂ30―406号
債務者　古舘　正幸
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９０号
大阪府茨木市宇野辺１丁目２番217号
債務者　青木　史江
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０６２号
大阪府豊中市熊野町４丁目21番20号
債務者　宮村　佳子
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０６８号
大阪府門真市三ツ島６丁目１番７―102号
債務者　藤岡ひで子
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０７０号
大阪府東大阪市若江本町４丁目７番36号　あすなろⅡ　101号
債務者　山口　俊隆
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０７１号
大阪府東大阪市若江本町４丁目７番36号　あすなろⅡ　101号
債務者　山口　久仁
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１０９号
大阪市西成区南津守６－３南津守第２住宅２号館1003号、住民票上の住所大阪市旭区清水２丁目10番11号　川下方
債務者　福原　悦子
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１２７号
大阪市港区磯路３丁目10番18―406号
債務者　藏元　　博
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１２８号
大阪府吹田市山田西４丁目４番14―111号
債務者　髙木　譲二
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１２９号
大阪市平野区瓜破１丁目５番26―202号
債務者　石橋　義人
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１３２号
大阪市阿倍野区阪南町６丁目２番２号
債務者　松森　貞樹
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１３３号
大阪市西淀川区姫里３丁目13番48―915号
債務者　井元アサヱ
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６３号
香川県高松市西植田町673番地
債務者　谷　　瞳（旧姓赤松）
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３５号
香川県高松市神在川窪町537番地３
債務者　丸山　忠助
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３１号
佐賀県武雄市武雄町大字富岡7706番地７　若楠マンション103号
債務者　前田　勝義
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第３５号
長崎県長崎市戸町３丁目11番５号
債務者　本岡　晴美
1　決定年月日時　平成28年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係